

南三陸町移住支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町は、移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から南三陸町に移住する者に対して、予算の範囲内において、南三陸町移住支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業実施要領（平成31年4月1日付け宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長通知。以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支給額等)

第2条 支援金の額は、次の各号に掲げる移住の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 世帯（2人以上で構成された世帯をいう。）での移住 1,000,000円

(2) 単身での移住 600,000円

2 前項第1号に該当する場合であって、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、当該世帯員1人につき100万円を同号に規定する額に加算する。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者は、申請時において第1号から第8号までのいずれの要件にも該当し、2人以上の世帯（以下「世帯」という。）での移住をする場合にあっては、第9号の要件をも満たすものとし、前条第2項に規定する加算を申請する場合にあっては第10号の要件をも満たすものとする。

(1) 県実施要領第5の1（1）①（ア）に該当すること。

(2) 県実施要領第5の1（1）②（ア）及び⑤による申請にあっては平成31年4月1日以降に南三陸町に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）し、同要領第5の1（1）②（イ）、③及び④による申請にあっては令和3年4月1日以降に南三陸町に転入した者であって、支援金の申請時において引き続き町内に住所を有すること。

(3) 支援金の申請時において、南三陸町に転入を届け出た日から3か月以上1年以内であること。

(4) 南三陸町に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本国籍を有する者であり、又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等若しくは永住者の配偶者等のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 県実施要領第5の1（1）②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。

この場合において、同要領第5の1（1）④に該当する場合は、次のアの要件を満たし、イからエまでのうちいずれかの要件を満たす者であること。

- ア 宮城県内で就業又は起業していること
- イ 南三陸町の移住体験ツアーに参加したことがあること
- ウ 南三陸町に対しふるさと納税を行ったことがあること
- エ 南三陸町の出身者であること

（8） 町長及び宮城県が支援金の支給の対象者として不適当と認めた者でないこと。

（9） 県実施要領第5の1（1）①（エ）に該当すること。

（10） 県実施要領第5の1（1）①（オ）に該当すること。

（支給の申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南三陸町に転入を届け出た日から3か月以上1年以内の間に、南三陸町移住支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 写真付き身分証明書
- （2） 従前の住所地の住民票の除票の写し（転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）
- （3） 支援金の振込先として希望する貯金通帳又はキャッシュカードの写し
- （4） 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者は、東京23区に勤務していた企業等の就業証明書等
- （5） 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主は、開業届出済証明書等及び個人事業等の所得証明書
- （6） 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を移住元の対象期間に参入する場合は卒業証明書又は成績証明書等
- （7） 新規就業（みやぎ移住ガイドに掲載されている対象求人に限る。）した者は就業先企業等の就業証明書（様式第2号）
- （8） 県実施要領第5の1（1）③に該当する者は就業証明書（様式第3号）
- （9） 宮城県が実施する起業支援金の交付の決定を受けた者は当該支援金の交付決定通知書の写し
- （10） 前条第7号ウに該当する者は戸籍の附票の写し

（支給の決定）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、南三陸町移住支援金支給決定通知書（様式第4号）又は南三陸町移住支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（支給の方法）

第6条 支援金は、その全額を一括で支給する。

2 支給は、原則として預金口座への振込によるものとする。

（支給の決定の取消し等）

第7条 町長は、第5条の規定により支援金の支給の決定の通知を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるときは、その支給の決定を取り消すとともに、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 支援金の支給を受けた者は、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは支援金の全額を、第5号に該当するときは支援金の支給額の半額を、町長が別に指示する方法により返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 支援金の申請日から3年が経過する前に県外に転出したとき。
- (3) 支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
。ただし、支給対象者が県実施要領第5の1 (1) ③及び④に該当する場合はこの限りでない。
- (4) みやぎU I Jターン起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出したとき。

2 前項の返還は、様式第6号により請求するものとする。

(支援金の返還免除)

第9条 町長は、前条の規定により支援金を返還すべき受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の返還を免除することができる。

- (1) 就業先の企業等が倒産したとき。
 - (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき。
 - (3) 災害その他特別の事由があると町長が認めたとき。
- 2 前項の規定により、支援金の返還の免除を受けようとする者は、南三陸町移住支援金返還免除申請書（様式第7号）により町長に申請しなければならない。
- 3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を、南三陸町移住支援金返還免除可否決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(住所変更の届出)

第10条 支援金の申請日から5年以内に他の市区町村へ転出するときは、住所変更の届出書（様式第9号）により町長に届出しなければならない。

(立入検査等)

第11条 町長は、本事業の実施状況及び本事業の効果を確認するため、支援金の支給を受けた者に対し必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、令和2年1月1日から施行し、令和元年度予算に係る支援金に適用する。

(次年度以降における適用)

2 この告示は、次年度以降の各年度において、当該支援金に係る予算が成立した場合に、当該支援金にも適用するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南三陸町移住支援金支給事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。